

# 令和元年度都道府県ブロック会議

北海道・東北ブロック会議

令和2年2月25日（火）

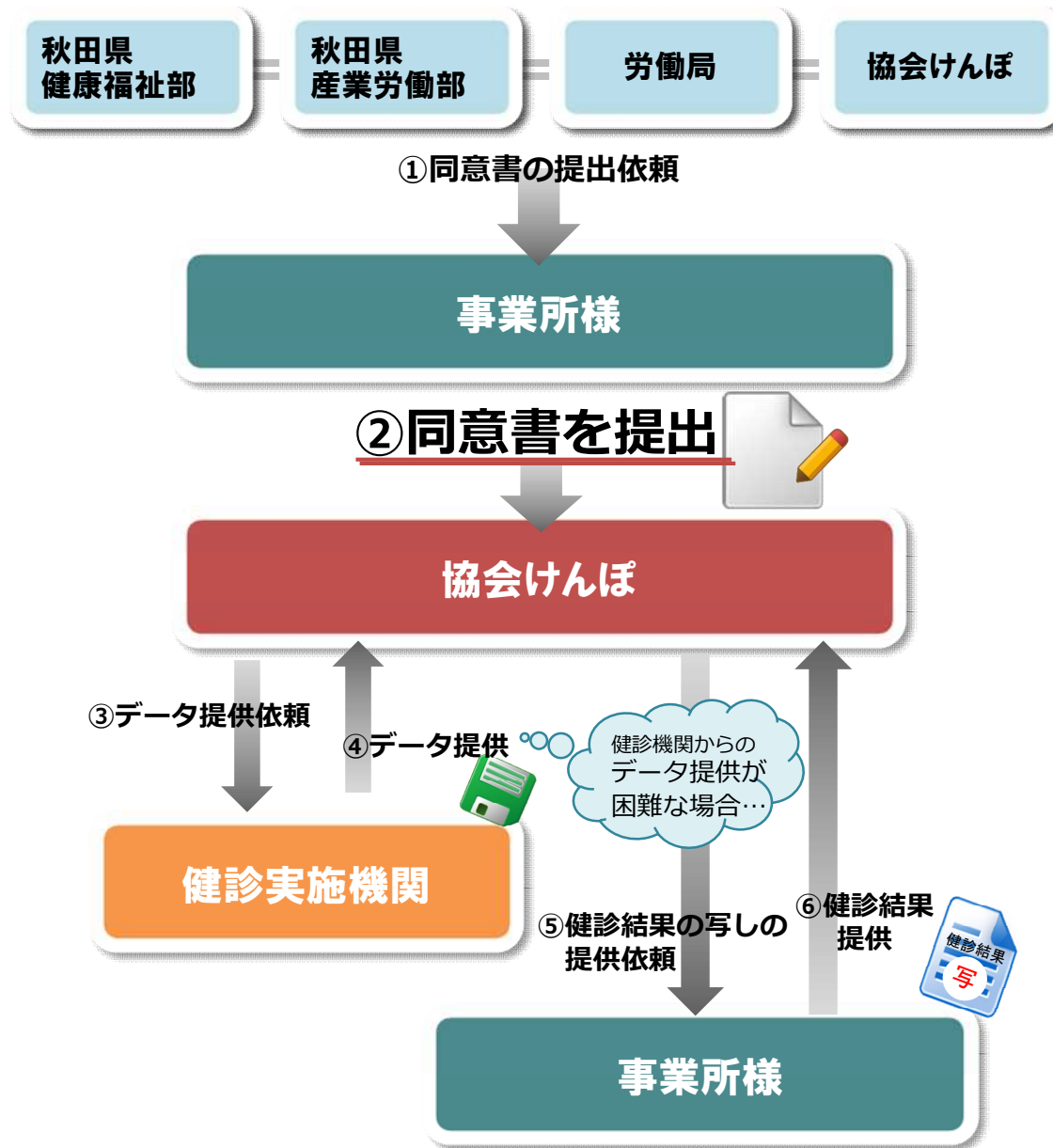
全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部

企画総務部保健グループ 二田幸子

# 健康診断の種類

種類	項目	補助金	データ
被保険者 生活習慣病予防健診	定期健康診断 +がん検診・他血液等	○	費用請求とともに 結果取得
被保険者 定期健康診断 (事業者健診)	労安法に準ずる	×	同意書により取得
被扶養者 特定健診	高確法に準ずる	○	費用請求とともに 結果取得

# 定期健康診断結果データ提供の流れ



# 四者連名文

令和 元年 7月

事業主様

秋田県健康福祉部長  
秋田県産業労働部長  
秋田労働局労働基準部健康安全課長  
全国健康保険協会秋田支部長

## 定期健康診断結果データの提供に係る 「同意書」の提出について（依頼）

平成 20 年より国のメタボリックシンドローム対策として、医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。全国健康保険協会秋田支部においては、加入者の皆様の疾病予防や早期発見、健康の保持増進を目的として生活習慣病予防健診を実施しており、令和 5 年度末までに受診率 65%を目指し事業に取り組んでいるところです。

さて、各事業所単位で実施されている定期健康診断（労働安全衛生法に基づく定期健康診断）を受診した者については、事業所からその結果データを医療保険者に提供していただくことにより、**特定健康診査の実施に代えていただくことができ、受診率へ反映される仕組みとなっております。**結果データの提供におきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいており、医療保険者から結果データの提供を求められた事業者は、当該記録を提供しなければならないこととされています。なお、法律に基づく**事業者の義務**であるため、「個人情報の保護に関する法律」に関して責任を問われることはありません。（裏面参照）。

つきましては、裏面の「データをご提供いただく方法」を参照の上、定期健康診断結果データの提供についてご協力をお願いいたします。

定期健康診断結果データをご提供いただく。

- ◆ 平成 30 年度より導入されたインセンティブ制度により、今年度の健診の受診率が 2 年後の保険料率に影響することとなりましたので、皆様にご負担いただく保険料の引下げや上昇の抑制につながります。（インセンティブ制度については同封チラシ参照）。
- ◆ 健診結果に基づき協会けんぽの保健師、管理栄養士が実施する特定保健指導を無料でご利用いただくことができ、各事業所における健康管理に役立てていただくことができます。

データのご提供により、その後の特定保健指導につなげることは、各事業所における従業員の健康の保持増進に資するとともに、将来の医療費の増加抑制や国民の健康水準の向上につながることから、本通知は、秋田労働局、秋田県及び全国健康保険協会秋田支部が協議をして連名により通知しております。

問い合わせ先：全国健康保険協会（協会けんぽ）秋田支部 保健グループ。  
〒010-8507 秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2F。  
TEL018-893-1893 FAX018-883-1451。

## データをご提供いただく方法

### （1）電子データ

ご提供にあたっては、別添の【同意書】をご記入のうえ全国健康保険協会秋田支部へお送りください。【同意書】の受理後、健診機関にて、電子データの作成を依頼いたします。

### （2）紙媒体

健診機関において電子データでの提供が困難な場合、事業所様から健診結果の写しをご提供いただくため、担当よりご連絡させていただく場合がございます。

《データ提供いただく対象者及びデータ項目》

●対象者：40 歳～74 歳の協会けんぽの被保険者の方。

●データ項目

①基本データ

・健康保険証の記号・番号、氏名（カナ）、生年月日、性別、健診実施日、健診を受けた受診機関名

②健診項目

・身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、空腹時血糖またはヘモグロビン A1c、空腹時以外において、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、随時血糖（食直後 3.5 時間以上）、肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、尿検査（尿糖、尿蛋白）。

③問診項目

・服薬歴、喫煙歴、既往歴、自覚症状、他覚症状。

【参考】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）。

（特定健康診査等に関する記録の提供）

第 27 条 保険者は、加入者の実態を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に関する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は加入者を使用している事業者又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法の規定に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に関する健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）。

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公益増進の向上又は指掌の健全な形成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意をえることにより当該事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとき。

2～5（略）。

# 四者連名文発送について

令和元年7月 705件発送

条件 対象者15人以上

生活習慣病予防健診申込65%



同意書提出 115件 (22.7%)

実績と目標		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	前年同期
30年度	実績 19,382	2,452	15	85	635	1,411	2,546	1,369	1,469	2,385	3,843	1,470	1,702	19,382	12,367
31年度	目標 20,600	53	804	1,026	925	2,746	2,177	1,164	1,515	2,685				13,095	13,095

※同意書を取得しても健診実施時期によりデータが実績として反映するにはズレが生じる